

競技者資格規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）及び世界水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規程を定める。

(スポーツマンシップ)

- 第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。
- 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
 - 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

第3条 本規程の競技者とは、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の競技者をいう。

(競技者の資格)

- 第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、世界水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。
- 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

- 第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬（以下「賞金等」という。）付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。
- 2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は、本連盟に帰属するものとする。

第2章 肖像

(競技者による肖像等の使用)

第6条 競技者は、自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの。以下同様とする。）を自ら使用することができる。

2 競技者は、自己の肖像等を自身で使用し、また自身の登録団体及び第三者に使用させることができる。但し、タバコ又はソフトアルコール（アルコール度数 15% 未満）以外のアルコール）に関連する商業的活動における肖像等の使用を除く。

3 前項の使用に際し、競技者は、本連盟の倫理規程に違反することなく、競技者自身または他人の名誉を貶めたり、水泳の健全な普及・発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

4 競技者は、本連盟から要請があった場合は、本連盟のマーケティングプログラムに協力しなければならない。

（未成年の競技者）

第7条 未成年の競技者が肖像等を使用する場合は、その親権者の承諾を要する。未成年競技者の肖像等を使用する者は、未成年の競技者の健全な発育を阻害することのないよう配慮しなければならない。

（本連盟による肖像等の使用）

第8条 本連盟は、競技者の肖像等は無償で使用でき、また第三者に使用させることができる。

（日本代表選手の肖像等）

第9条 第6条の定めにかかわらず、次の肖像等は本連盟にのみ帰属する。

① 本連盟の日本代表選手としての活動中の肖像等（本連盟の日本代表選手であることを理由に本連盟から支給された物品を身に付けた肖像等を含む。）

② 集団肖像（本連盟の日本代表選手3名以上で構成される集団の肖像等）

2 本連盟は、前項の肖像等は無償で使用でき、また第三者に使用させることができる。

3 本連盟は、日本代表選手が、第1項の①の自身の肖像等について、マーケティング活動や広告活動等の商業的活動以外の目的のために使用することを認める。但し、日本代表選手自身による使用に限る。

4 本連盟の日本代表選手は、肖像等に関する公益財団法人日本オリンピック委員会のガイドライン等及び本連盟のガイドライン等を遵守しなければならない。

第3章 雑 則

（競技者に対する処分）

第10条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、本連盟処分規程に基づき処分を受ける。

- (1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき
- (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を得ずに参加したとき
- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき
- (4) 本規程及び本連盟の諸規程に違反したとき
- (5) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
 - 2 本規則は、2014（平成26）年2月23日より一部改定施行する。
 - 3 本規則は、2014（平成26）年5月30日より一部改定施行する。
 - 4 本規則は、2016（平成28）年10月22日より一部改定施行する。
 - 5 本規則は、2018（平成30）年4月1日より一部改定施行する。
 - 6 本規則は、2022（令和4）年2月26日より一部改定施行する。
 - 7 本規程は、2022（令和4）年10月15日より一部改定施行する。
 - 8 本規程は、2023（令和5）年4月1日より一部改定施行する。
 - 9 本規程は、2025（令和7）年3月8日より一部改定施行する。